

相続手続きのデジタル化



NTTデータ経営研究所取締役会長

宮野谷 篤

本年1月、義父が93歳で他界し、12年ぶりに相続手続きが発生した。まず、故人の出生から死亡までの戸籍書類をそろえなければならない。故人の戸籍があつた全自治体に戸籍証明を申請し、郵送申請の場合は定額小為替などを同封する必要もある。非常に手間と時間がかかる。

しかし、義父の本籍がある富山県射水市のHPを見て驚いた。昨年11月から戸籍証明の電子申請が可能になっていたのだ。そこで早速、妻が実行した。①スマホとマイナンバーカードでマイナンバー（アプリ、以下MP）にログイン②電子申請で射水市を選択③戸籍申請に必要な事項を入力・送信④翌日、支払い指示がMPに送付され、費用をPayPayなどで支払う。それだけだ。申請から3営業日後、書類が東京の自宅に届いた。

日本の課題であつた相続手続きのデジタル化の一部が、縁のある射水市で実現していたことに感激すると同時に、他の自治体の対応に興味を持った。そこで、全国1741市区町村のうち、戸籍証明の電子申請+郵送取得（以下、電子取得）が可能な自治体を調べたところ、射水市の

ほか、北海道登別市、東京都台東区、宮崎県城市など13しかない。これら13自治体は、行政手続きのデジタル化推進に積極的なのだろう。これを機会に射水市の磯部賢副市長に取材したところ、2020年に「射水市DXビジョン」を策定し、外部からCIO補佐を招くなどして生活スタイル変革（LX）を推進してきたそう。また、都市もデジタル化に意欲的で、弊社が総合アドバイザーを務めさせていただいている。

地方の人口減少が進む中で、相続人は出身地に住んでいないことが多い。折しも、本年3月1日から改正戸籍法が施行され、最寄りの自治体窓口で申請すれば、全国の自治体から戸籍証明の取得が可能となった。それでも、窓口に向く負担や書面作成の手間は残る上、相続に必要な戸籍がどの自治体にあるのかを相続人が事前に全て把握するのは案外難しい。筆者は、今回の射水市への電子申請を体験し、マイナンバーのシステムは、相続手続きデジタル化の基盤として有効だと実感した。今後、より多くの自治体が相続手続きのデジタル化を実現してほしいと切に願う。

巻頭言